

いじめ防止基本方針

富岡市立南中学校

基本方針

1 いじめに対する基本認識

生徒、教職員、保護者の誰もが「いじめはどんな学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、いじめが起こりにくい学校風土をつくる。

- (1) いじめは人権侵害、犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくることを年度始めに家庭や地域に向けて宣言する。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、つらい心情を受け止めながら子どもの心に寄り添った対応に心掛け、いじめから守る。
- (3) いじめる子どもに対しては、“ならぬものはならぬ”という毅然とした態度で接し、粘り強く指導する。
- (4) 保護者との信頼関係づくりに努め、地域や関係機関と連携して、いじめが起こりにくい学校風土をつくる。

取組方針

2 早期発見・早期解消に向けた取組

潜在化しやすいいじめを早期に発見するための実態把握に努めるとともに、いじめ問題が生じたときは、事実確認に基づき迅速かつ適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消となるように努める。

- (1) いじめを早期に発見するために、毎月末に「いじめアンケート」を実施する。
- (2) 子どもからいじめの訴えがあったときは、事実関係を把握するための聞き取りに徹し、カウンセリングマインドで対応し、推測や一般論で安易な指導を行わない。
- (3) 保護者から子どものいじめの訴えがあったときは、以下のように対応する。
 - ① 教師から見て小さなできごとでも、心情を察し、きちんと丁寧に対応する。
 - ② 保護者の不安を安易に考えず、その不安な思いをきちんと聞く。
 - ③ 簡単に解決する問題は少ないので、十分な事実確認の上で対応していく。
 - ④ 連絡を受けた時刻・内容等を記録し、その日のうちに管理職(校長・教頭)へ報告する。
- (4) 学級担任等が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。

3 未然防止に向けた取組

「いじめ防止に向けた年間指導計画」を作成し、人権尊重の精神に基づく教育活動を計画的に展開するとともに、生徒会と連携していじめ防止活動を推進する。

- (1) 5月から6月と12から1月にかけて「いじめ防止強化月間」を設定し、生徒会が中心となって、すべての子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、相手の立場に立った言動ができる集団づくりに努める。
- (2) スクールカウンセラー等を有効に活用し、ピア・サポート実践や学校生活での悩み解消を図る教育相談等を定期的実施する。
- (3) 道徳や特別活動を通して規範意識や望ましい集団の在り方等についての学習を深める。
- (4) 教職員の誰もが必要なソーシャル・スキルを身に付け、教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、積極的な生徒指導に努める。
- (5) すべての教職員が常に危機意識をもち、アンテナを高くし、子どもの変化を敏感に察知するとともに、いじめ問題に対して迅速かつ的確な対応ができるようにする。
- (6) 学校通信や学校評価等をとおして、保護者や地域と情報の共有化に努め、いじめ防止活動を推進する。